

教保体第 680号
平成25年8月5日

各市町村教育委員会教育長
各 県 立 学 校 長
各 教 育 事 務 所 長
各 課 所 館 長 } 様

埼玉県教育委員会教育長

新型インフルエンザ等に関する文部科学省行動計画の改定について（通知）

標記について平成25年7月5日付け25文科第72号で文部科学省から通知がありましたので別添のとおりお知らせします。

なお、政府行動計画に基づき埼玉県行動計画の改正に係る検討を行っておりますことを申し添えます。

担当：保健医療部保健体育課
丹戸

電話：048(830)6963



25文科総第72号
平成25年7月5日

国立教育政策研究所長
科学技術・学術政策研究所長
日本学士院長
日本芸術院院長
各都道府県知事
各都道府県・各指定都市教育委員会教育長
構造改革特別区域法第2条第1項の認定を受けた各地方公共団体の長
各国公私立大学長
各公立大学法人の長
公立大学を設置する各地方公共団体の長
文部科学大臣所轄各学校法人理事長
大学を設置する各学校設置会社の代表取締役
放送大学学園理事長
各国公私立高等専門学校長
各大学共同利用機関法人機構の長
文部科学省関係各独立行政法人の長
文化庁関係各独立行政法人の長
日本私立学校振興・共済事業団理事長
公立学校共済組合理事長

殿



文部科学省大臣官房長

前川 喜平



(印影印刷)

新型インフルエンザ対策に関する文部科学省行動計画の改定
について（通知）

平成17年11月に政府として決定した「新型インフルエンザ対策行動計画」を基に、新型インフルエンザによる被害拡大を最小限に抑えることを目的とし、文部科学省及びその関係機関が迅速かつ適切な対策を行えるよう平成18年9月に「新型インフルエンザ対策に関する文部科学省行動計画」（以下「本行動計画」という。）が策定されました。

その後、「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）」に基づく行動計画として「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」が平成25年6月に閣議決定され、さらには同計画を踏まえた各種対策についてのガイドラインも改定

が行われたことなどを受け、本行動計画についても効果的な対策がとられるよう、この度改定を行いました（別添）。

各機関におかれましては、本行動計画を、特に危機管理を担当する部門をはじめとする職員の方々に周知徹底いただくとともに、新型インフルエンザは、その進展いかんによっては大きな被害をもたらしかねない重要な社会的課題であるとの認識に立ち、日頃より緊張感をもって対応いただき、それぞれの機関において、具体的な行動計画や業務継続計画を策定、改定等適切な対応をお願いいたします。

また、都道府県知事部局及び都道府県教育委員会におかれましては、域内の市町村教育委員会及び所管の学校（市町村立学校・専修学校・各種学校を含む。）、社会教育施設、社会体育施設、文化施設に対して、国立大学におかれましては附属学校に対しても周知をお願いいたします。

なお、新型インフルエンザ等対策特別措置法や政府行動計画及び計画を踏まえた各種対策についてのガイドライン等は、内閣官房のホームページ (<http://www.cas.go.jp/jp/influenza/>) に掲載されております。こちらについても御一読いただくとともに、都道府県知事部局及び都道府県教育委員会におかれましては、域内の市町村教育委員会等に対して、国立大学におかれましては附属学校に対しても周知をお願いいたします。

【本件照会先】

文部科学省大臣官房総務課
法令審議室審議第四係
東京都千代田区霞が関3-2-2
電話 (03) 5253-4111 (内線: 2156)